

会議概要

会議名 : 令和3年度第2回益田市入札・契約適正化委員会
日時 : 令和3年12月6日(月) 13:15~
場所 : 市民学習センター103号室
委員 : 林 秀司(大学教授)、田中秀樹(弁護士)
大野利昭(税理士)、前田邦男(学識経験者)
出席者 : 委員4名、事務局2名

議 事

(1) 令和3年度(前期)入札結果状況について
入札結果の比較

令和2年度9月末 入札結果

入札件数 工事関係

総合評価	3 件
一般競争入札	0 件
簡易型一般競争入札	29 件
指名競争入札	73 件
小計	105 件

入札件数 物品関係

総合評価	0 件
一般競争入札	13 件
簡易一般競争入札	0 件
指名競争入札	30 件
小計	43 件

入札件数 合計	148 件
---------	-------

予定価格・落札金額 工事関係

予定価格	1,409,905,000 円
落札金額	1,356,436,000 円
総落札率	96.21%

令和3年度9月末 入札結果

入札件数 工事関係

総合評価	0 件
一般競争入札	0 件
簡易型一般競争入札	38 件
指名競争入札	66 件
小計	104 件

入札件数 物品関係

総合評価	0 件
一般競争入札	9 件
簡易一般競争入札	0 件
指名競争入札	34 件
小計	43 件

入札件数 合計	147 件
---------	-------

予定価格・落札金額 工事関係

予定価格	2,555,346,000 円
落札金額	2,073,806,000 円
総落札率	81.16%

予定価格・落札金額 物品関係

予定価格	506,423,813 円
落札金額	444,024,958 円
総落札率	87.68%

予定価格・落札金額 物品関係

予定価格	150,112,298 円
落札金額	126,509,450 円
総落札率	84.28%

予定価格・落札金額 合計

予定価格	1,916,328,813 円
落札金額	1,800,460,958 円
総落札率	93.95%

予定価格・落札金額 合計

予定価格	2,705,458,298 円
落札金額	2,200,315,450 円
総落札率	81.33%

1 令和3年度前期の発注件数・発注金額について

令和3年度前期の益田市の入札状況としては、建設工事関係の入札件数は前年並みで、金額は増加した。物品関係の入札件数は前年並みで金額は減少した。

工事関係では、特に久城が浜センター施設基幹的設備改良工事の約10億円があったため、金額が大幅に増加した。

物品関係については、前年前期に1億円以上の大きい案件があったが、今年はなかったため、金額が大幅減となった。

近年の動向としては、過去5年で比べると、発注件数は平年以上、金額は引き続き上昇し、過去最大となった。

2 令和3年度前期の落札率について

前年に比べると、工事関係の落札率は大きく減少し、物品関係も減少した。工事関係の減少については、落札金額の大きい久城が浜センター施設基幹的設備改良工事の落札率が70.94%と低かったことが影響した。ただし、その工事を除いても落札率は93.85%となり、前年比では減少している。物品関係の減少については、全体的に落札率が低い入札が多かったためと思われる。

また、くじ引きによる落札が8件から15件にほぼ倍増し、全て最低制限価格・調査基準価格と落札額が同額だった。

【委員】 令和3年9月末の工事関係落札率が大きく落ち込んだ理由は。

【事務局】 説明したとおり、落札金額の大きい久城が浜センター施設基幹的設備改良工事の落札率が70.94%と低かったことと、前年と2年前の前期に小学校の建築一式工事があり、その落札率が99%以上だったのが影響している。

低入札調査等

最低制限失格	13	件
	18	者

低入札	2	件
	4	者

数値的判断基準失格	1	件
	1	者

低入札調査失格	1	件
	1	者

低入札での契約	1	者
---------	---	---

低入札調査等

最低制限失格	15	件
	20	者

低入札	1	件
	1	者

数値的判断基準失格	1	件
	1	者

低入札調査失格	0	件
	0	者

低入札での契約	0	者
---------	---	---

3 最低制限価格失格について

最低制限価格失格については、前年より発生した件数・業者数はともに増加した。工種別でみると、最も登録業者の多い土木一式工事の11件が大半を占めていて、厳しい競争が起こっていた。

低入札については、土木一式工事の益田東中学校避難路整備工事の1件発生したが、数値的判断基準失格となった。

4 入札の不調・不落について

前年に比べて、不調・不落の件数は21件から16件と減少した。工種別でみると、電気工事の不落が7件から2件に減少していて、電気工事の発注件数が19件から10件に減少したことが一因として考えられる。

【委員】 建設工事指名競争入札の入札不調・不落が多い理由と、それへの対応状況はどうか。

【事務局】 昨年度から業者の積算精度を上げさせるために、見積参考資料の事前公表を行っている。そして、業者の積算ミスによる予定価格超過や最低制限価格失格を減らすことで、不落件数の減少に繋がると考えている。

【委員】 それでも不調・不落が発生したらどうするのか。

【事務局】 仕様や参加業者等を見直して再入札を行うか、再入札が難しい場合は、予定価格内で対応可能な業者と随意契約を行っている。

【委員】 最終的には全ての案件で契約できているのか。

【事務局】 できている。

【委員】 年度後半の発注する工事について、年度内での完成が困難な場合があると

考えられるが、何か対策を行っているのか。

【事務局】無理に年度末の完成に間に合わせるような工期を短く設定することは、近年叫ばれている働き方改革の流れに逆行することになり難しいので、市では、予算の繰越しなどで対応している。次年度に繰越しを行うことで、比較的工事が少ない4月から6月にも工期を設定することができる。こうした施工時期の平準化について、国からも予算繰越等を積極的に活用するよう求められている。

【委員】業者にとっても工期が平準化することはいいことだと思う。

【事務局】他の業種と同様に、土日の週休二日制による従業員の休日等の処遇を改善することで、建設業に従事する人材の確保が図られる。

(2) 抽出案件の審議（令和3年度上半期4月～9月分）

建設工事：一般競争入札（1件）

①久城が浜センター施設基幹的設備改良工事（1101）

【事務局】この件については、全委員が選定しております。

【事務局】久城が浜センターは、平成4年7月から稼働し、高負荷脱窒素処理方式に高度処理設備を備えたし尿処理施設である。稼働から28年が経過し、設備機器の一般耐用年数を超過するなど、維持管理費の増加や運転管理が困難になりつつあるため、改良工事を行うことで、施設の性能向上と長寿命化を図るもの。

入札参加資格として営業所所在地は、益田市の建設業有資格者名簿に登録され、中国管内に営業所を有する者。総合点数等は、清掃施設工事又は機械器具設置工事の総合点数が800点以上のもの。施工実績は、過去10年間に完成したし尿処理施設又は汚泥再生処理センターの基幹的設備改良工事（計画処理能力50k1/日以上）の施工実績があること。ただし、共同企業体としての施工の場合は、代表者としての施工実績があること。配置技術者は、監理技術者又は主任技術者として下記のいずれかの資格を有する者を専任で配置できること。

1. 技術士（衛生工学「廃棄物管理」、総合監理「衛生工学・廃棄物管理」）
2. 技術士（機械「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」、総合技術監理の機械「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」）
3. 国土交通大臣認定者

また、令和2年7月に公募した「（仮称）益田市久城が浜センター基幹的設備改良工事見積提案者募集」において、見積設計図書及び見積書等を提出していること。

入札状況について

本件入札には、調査基準価格は適用されていない。

発注者が求める構造物等の性能を規定し、その性能を満足することを要件として発注する方式で、設計の性能規定により、手段・方法を問わず、民間の技術力を生かし、設計・施工を一括して行うことにより、コストの縮減や品質の確保並びに技術力の競争により落札者を選定する、設計・施工一括発注方式（性能発注方式）による入札を実施した。

2者からの申請があり、2者の競争参加資格が確認された。

開札の結果、1者が予定価格以下で、1者が予定価格超過となり、予定価格以下の応札をした、住友重機械エンバイロメント(株)広島支店を益田市競争参加資格審査会で落札者とした。

【委員】非常に高額な一般競争入札であるが、入札参加者は少ないにもかかわらず、落札率が低い。調査基準・最低制限価格がないということで選定した。また、応札金額も差がついていたのが気になった。

【委員】令和2年7月に公募した「（仮称）益田市久城が浜センター基幹的設備改良工事見積提案者募集」に応募した数は何者か。

【事務局】本工事と同様の2者であった。

【事務局】本工事の入札に当たり、発注支援業務委託において、コンサルから総合評価方式でなく、設計・施工一括発注方式による入札を提案されていた。その理由として、久城が浜センターは高度な技術を有するプラント設備であるため、廃棄物処理施設建設に係る設計・施工の両方の技術要素を総合化できる技術力を有するプラントメーカーが本工事を請け負うのが合理的であること、また、通常の施行の瑕疵だけでなく、設計に起因する瑕疵についても責任を負わせることができるので、施設の性能がより確実に担保されることなどを考慮し、設計・施工一括発注方式を採用した。

そして、調査基準価格を適用しなかった理由として、各プラントメーカーの技術力を活用するため、本工事と同様な案件の施工実績のあるメーカーから見積提案書を公募し、技術力確保のための提案内容を精査した上で参考見積りを徴取した。また、参考見積りの平均直下を設計金額としたため、調査基準価格や数値基準を算定できないことから、「益田市建設工事低入札価格調査取扱規定」第3条に基づき適用除外とした。

入札結果を見ると、結果的に新設工事のときと同じ業者が落札した。本工事は改修工事なので、一般的には、新設した業者のみが入札に参加することで競争にならず、落札率が90%以上になることが多く、本工事の入札のように2者以上が参加することは珍しく、結果的に競争になり、落札率が低くなった。

【委員】前年に公募した時に提出した見積金額と、本工事で応札した金額は同じだったか。

【事務局】本工事の仕様は、それぞれの業者が前年公募した時に提出したものを参考に

作成した別のものなので、同じ金額にはなっていない。

【委員】公共工事は、設計と施工は分離して発注するのが原則であり、設計・施工一括発注方式には業者の言いなりになりやすいなどのデメリットがあるので、安易に採用しないようにするべきではないか。

【委員】結果的に落札率が低い入札となり、市にとっては良い入札になったと思う。

【委員】本工事は、事前に見積提案書を提出することを入札参加条件にしたので、市側が一方の業者に有利な仕様にすることも可能だったのではないか。

【事務局】本工事について、どちらか一方の提案に偏らず、公平な仕様となるように心がけて作成したと発注担当者からは聞いている。結果として、2者とも応札したことで競争が起こり、落札率が低くなった。

【委員】事前に見積提案書を提出することを本工事の参加条件にしたのはなぜか。

【事務局】し尿処理施設は、同じ種類の施設であっても処理方法によって全く異なる施設であるため、本工事と同種の工事実績はあっても、本工事が施工できない可能性があり、事前に見積提案書を提出して審査に通った業者だけに入札参加を認めることにした。

【事務局】本工事によって、施設の処理能力は変わらないが、省電力化が進み、結果的にCO2が削減され環境に優しい施設になる。

建設工事：随意契約（1件）

②市道休溢支線狭あい道路拡幅整備工事（1401）

【事務局】この件については、前田委員が選定しております。

【事務局】この工事は、狭あい道路整備事業に係るセットアップ後退用地の整備工事である。後退用地は小型擁壁にて道路を拡幅し、排水計画については道路路面排水並びに宅内排水を既設道路側溝へ誘導するもの。

随契理由として、この排水計画については、宅内の構造物並びに道路の縦横断勾配と調整を図る必要があり、宅内の外構工事を熟知していなければならない。この宅内排水計画と道路排水計画を調整することにより確実な排水計画が可能となる。また、現地は通り抜けのできない狭あい道路で、道路拡幅工事と宅内の外構工事を別々の業者が施工を行うと、施工期間が長引き、地元住民に対して多大な迷惑を掛けることになる。このため、宅内の外構工事の受注者である榎野村組と契約することが適当と判断した。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とした。

入札状況について

随意契約であるので、最低制限価格の設定はされていない。

見積書を徴し、予定価格以下であったので、榎野村組と随意契約した。

【委員】 随意契約は一般的には予定価格と近い金額で契約することが多いが、落札率が低いのはなぜか。

【事務局】 予定価格は、他の工事と同様に単価で積算しているため、比較的容易な積算である。本工事は、見積を依頼する上で内訳書を求めていなかったため、業者がどのように積算したかは不明である。推測となるが、業者にとって、民間で請負っていた宅内の外構工事と市が発注した工事は、ほぼ一体的な工事であり、一般的に民間工事は公共工事と比べて安くなり易いことから、今回契約した業者は、公共工事部分も民間工事の積算で見積もったため、結果的に落札率が下がった可能性が考えられる。

【委員】 予定価格が適正に積算された結果であったので、問題ないことが分かった。

建設コンサルタント：（簡易型）一般競争入札（1件）

③久城が浜センター施設基幹的設備改良工事設計施工監理業務（2102）

【事務局】 この件については、林委員、田中委員、前田委員が選定しております。

【事務局】 この業務は、久城が浜センター施設基幹的設備改良工事に係る実施設計監理業務、工事監理業務、循環型社会形成推進交付金交付申請等に関する支援業務を行うもの。

入札参加資格としては、島根県内に営業所を有する者。資格等は、建設コンサルタント部門で「廃棄物」の登録を有し、持続可能社会推進コンサルタント協会に加盟（正会員・支店会員）がある者。業務実績は、公共事業としてのし尿処理施設又は汚泥再生処理センター（いずれも計画処理能力50k1/日）に於いて、元請として過去10年間に完了した建設コンサルタント業務の受注実績があること。配置技術者は、管理技術者として、技術士（衛生工学「廃棄物・資源循環」、総合技術監理「衛生工学－廃棄物・資源循環」）又は、RCM（廃棄物部門）のいずれかの資格を有する者を配置できること。

入札状況について

本件入札には、調査基準価格（25,990,000円）が設定されている。益田市建設工事等簡易型一般競争入札実施要綱第3条第1項による簡易型一般競争入札で入札を実施した。

4者の申請・応札があり、全者予定価格以下、調査基準価格以上で、最低価格での応札をした3者でくじ引きを行い、（株）建設技術研究所島根事務所を益田市競争参加資格審査会で落札者とした。

【委員】 1件目に審議した工事と関連していると思われること、また、結果的に調査基準価格と同額で3者が応札し、くじ引きになったことから改めて審議する意義があるため選定した。

【事務局】 予定価格については、事前に参加資格のあると思われる業者全てに見積りを依頼して、その平均直下を参考に設定した。入札時に告示の参考資料で積算根拠を事前公表することになっていたため、業者の積算は容易であった。くじ引きになった理由として、本業務委託は、調査基準価格以下で応札しても基準を満たせば契約することは可能だが、その場合には低入札契約となり、配置技術者が専任になる等のペナルティが発生する。本業務委託期間は約2年と長いため、業者にとって、長期間技術者が専任になるとデメリットが大きいと判断し、結果的に多くの業者が調査基準価格と同額の応札を行い、くじ引きになったと思われる。

【委員】 比較的高額な業務委託ではあるが、業者にとって大きな利益になるような業務とは思えず、施工監理を含む本業務委託を大手建設コンサルタントが参加して競争しているのはなぜか。

【事務局】 確かに益田市のし尿処理施設は、他の地域の施設と比べて規模も委託金額もかなり小さいにもかかわらず、大手の業者が参加したことについては不明である。

【委員】 今回の落札した業者は、これまでの業務委託を行っていた業者と同じ業者なのか。

【事務局】 違う業者である。

建設コンサルタント：随意契約（1件）

④益田広域消防本部庁舎建設設計業務委託（2402）

【事務局】 この件については、大野委員が選定しております。

【事務局】 この業務は、益田広域消防本部庁舎が昭和48年に建設されてから48年が経過し、著しく老朽化し、新耐震基準が施行される以前の建物であるため、大規模な地震災害が発生した場合、防災・災害活動拠点としての役割を十分に果たせるか不安視されていて、消防の任務を果たすために、圏域の防災活動拠点となる益田広域消防本部庁舎建設工事（訓練塔・車庫・倉庫を含む。）に係る基本設計及び実施設計業務建設設計を行うもの。

随意契約理由として、消防庁舎建設は、24時間勤務で災害出動を要するなど特殊であり、企画力、デザイン力、技術力等遂行能力の高い設計者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、プロポーザル評価委員会において最優秀提案者であった(有)一級建築士事務所ヤマシタ設計と契約することが適当であると判断した。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とした。

入札状況について

随意契約であるので、調査基準価格の設定はされていない。

予定価格以下の提案価格であったので、(有)一級建築士事務所ヤマシタ設計と随意契約した。

【委員】 契約金額が大きい随意契約であり、どのような内容であったのか、また、本業務委託のプロポーザル方式についても確認したかった。

【事務局】 プロポーザル方式を採用したのは、近年建設された周辺自治体の消防庁舎の建設設計のほとんどがプロポーザル方式で行っていたためと、競争入札だと測れない業者や技術者の能力や、より良い技術力やノウハウを求めたいと考えたからである。

本業務委託でのプロポーザル方式は、1次審査で業者に関する評価として、有資格者数や技術者の資格、実績等の客観的評価を行い、2次審査で技術提案をプレゼンとヒアリングにより、益田広域消防本部庁舎建設設計業務委託プロポーザル評価委員会で組織された委員が評価を行い、その総合点数で最も優秀であった業者と契約することになった。委員は、益田市、津和野町、吉賀町、広域事務組合の職員からそれぞれ委嘱した。

【委員】 益田広域消防本部庁舎建設に係る費用は広域事務組合から出すのか。

【事務局】 広域事務組合は、益田市、津和野町、吉賀町それぞれの負担金で運営されていて、その予算で行う。

【委員】 新しい益田広域消防本部庁舎はいつ、どこにできるのか。

【事務局】 久城町にある益田工業高校跡地に令和6年度に完成予定である。

【委員】 現在の益田広域消防本部庁舎が建っている土地は誰のものなのか。

【事務局】 現在の土地は市の所有で、解体後は市に返還する。

【委員】 何者応募があったのか。

【事務局】 2者応募があり、どちらも益田市内の業者であった。

【委員】 参加要件が益田市内の業者に限定されていたのか。

【事務局】 参加要件として、益田市、津和野町、吉賀町に主たる営業所を有する者としていた。ただし、協力事業所については、資格を有していれば、益田市、津和野町、吉賀町以外の所在地でも可能とした。

【委員】 益田市、津和野町、吉賀町内で業務に必要な技術者を全て確保できないこと、より優れた業務遂行能力を求めることを考慮すれば、地域要件を広げても良かったのではないか。

【委員】 プロポーザル方式は最近活用されているが、万能ではなく、競争入札と比べて恣意的に見られやすいので、適切に運用されないと諸刃の剣の面もあると思う。

物品調達：一般競争入札（2件）

⑤電算帳票線糊製本機、封入封緘機及びカメラ検査装置機器一式（3103）

【事務局】この件については、大野委員が選定しております。

【事務局】この案件は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が今後も懸念される中で、納付場所の拡大を図るため、コンビニ収納に対応できる環境を整備するための機器を導入するもの。

入札参加資格としては、営業所所在地は、益田市内に営業所を有する者で、平成31年から令和3年益田市物品の売買等入札参加資格者名簿大分類「文具・事務用機器類」・小分類「事務機器」の登録を有する者。

入札状況について

本件入札には、最低制限価格は設定されていない。

予定金額1千万円を超える契約であり、公平に価格競争ができるよう益田市契約規則第5条の規定に基づき一般競争入札とした。

1者からの申請があり、1者の競争参加資格が確認された。

開札の結果、予定価格以内の応札をした(株)ミック益田支店を落札者とした。

【委員】物品関係の中で金額が大きかったこと、一般競争入札であったのに参加業者が1者であったことで選定した。それと、どういうことに使用するのかも知りたかった。

【事務局】市税等公共料金の納付書を印刷したものを納税者ごとに封入封緘するための機器である。これまで使用していた機器は、コンビニ収納に対応していなかったため、新しい機器を導入することにより、コンビニでの納付が可能となり、納付率の向上が見込まれるとともに、3密を回避し、感染予防対策にもなる。

納付書作成及び封入封緘業務について外部委託も検討したが、人口が少なく業務量が小さいのでコスト増になること、発注期間が短く、業者が対応できないことが分かり、新型コロナ臨時交付金を活用することで、リースと比べ市の負担は減るため、機器を購入することとした。

【委員】市税以外にも使えるのか。

【事務局】市民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料の納付書の封入封緘作業を想定している。

【委員】現在の納付書とどう変わるのか。

【事務局】今までは納付書をホッチキス止めでまとめていたが、コンビニ収納では使えないので、今後は糊付けで対応する。

【委員】1者しか参加しなかった理由はなぜか。

【事務局】今回の仕様は、1つの機器ではなく、納付書を糊付けする機器、納付書を封入する機器、誤封入を検知する機器、それぞれが独立した機器で、同時に

作業できるように機器を調整することが必要であり、また、参加要件を益田市内に営業所を有する者として、結果的に1者しか応札しなかった。

【委員】 国税等はほぼ業務委託でやっていると思うので、市税等もコストも含めて可能なものについては業務委託も検討してはどうか。

⑥小中学校G I G Aスクール端末校内充電用設備導入 (3104)

【事務局】 この件については、田中委員、前田委員が選定しております。

【事務局】 この案件は、国が進めるG I G Aスクール構想の実現に向けて、市内小中学校の校内に充電用設備を整備するもの。

入札参加資格としては、営業所所在地は、益田市内に営業所を有する者で、平成31年から令和3年益田市物品の売買等入札参加資格者名簿大分類「文具・事務用機器類」・小分類「事務機器」の登録を有する者。

入札状況について

本件入札には、最低制限価格は設定されていない。

予定金額1千万円を超える契約であり、公平に価格競争ができるよう益田市契約規則第5条の規定に基づき一般競争入札とした。

2者からの申請があり、2者の競争参加資格が確認された。

開札の結果、全者予定価格以内で、最低価格での応札をした㈱タイピックを落札者とした。

【委員】 比較的高い価格の物件に対し、2者が競争して非常に低い落札率であった。予定価格の設定がずさんなのではないかと思い選定した。

【事務局】 今回の仕様は、学校用のタブレットを保管し、一度に全てのタブレットを充電するのではなく、タイマー機能によって、順番に充電することで効率的に充電できるようにするものである。予定価格は、今回の仕様に必要な各製品の複数のメーカー価格を参考にして設定した。落札率が低いのは、多くのメーカーがG I G Aスクール関係の製品を出していること、学校以外での需要が少ないため需要と供給のバランスが崩れて、在庫品がかなりあったものと考えられる。

【委員】 一種の投げ売りの状態であったということか。

【事務局】 そのように考えている。

【委員】 今回の入札減で余った予算は返還するのか。

【事務局】 今回の場合は、G I G Aスクール事業以前に購入した古い機器を使用している学校があったので、新しい機器に更新する予算に充てた。

【委員】 本入札は問題ないと思うが、予定価格の設定については市場の状況を十分に確認してもらいたい。

物品調達：指名競争入札（1件）

⑦非接触式検知器（3302）

【事務局】この件については、田中委員が選定しております。

【事務局】この案件は、市が管理する社会教育施設等の感染症対策事業として、利用者の安全安心を確保するため、非接触型顔認証タイプの体温計を、各公民館、運動公園等の施設に整備するもの。

入札状況について

本件入札には、最低制限価格は設定されていない。

2者より応札があり、全者予定価格以内で、最低価格での応札をした(株)コアソムを落札者とした。

【委員】新型コロナウイルス感染症対策に関する物品調達に興味があったこと、落札率が低いので選定した。

【事務局】予定価格は、メーカー希望小売価格を参考に設定した。感染対策については、国や市のガイドラインに基づいて行っている。イベントの可否は各施設で判断している。感染状況が落ち着いている現在は、利用者数は以前に戻っている。本入札で購入した機器は、比較的安価なもので、利用者が特に多い図書館や体育館では、より精度の高い検知器で対応している。

今後の感染症対策として、例えば成人式においては、参加者の中で希望者に簡易検査キットを配布する予定である。

【委員】入札を辞退した業者が多いのはなぜか。

【事務局】本入札の仕様は、特殊な機器ではなく、事前確認せずに登録されている業者全てを指名したため、結果的に辞退した業者が多くなった。

【委員】本入札に限らず、辞退する業者が多いのか。

【事務局】最近の半導体不足から、納入期限を確約できないという理由で辞退することが増えている。

物品調達：随意契約（1件）

⑧災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-I型）（3401）

【事務局】この件については、林委員が選定しております。

【事務局】この案件は、令和3年度から令和7年度までの消防車両の整備計画に基づき、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用して購入するもの。

随契理由として、当初は予定金額1千万円を超える契約であり、公平に価格競争ができるよう益田市契約規則第5条の規定を準用し一般競争入札とした。

3者からの申請があり、3者の競争参加資格が確認された。

開札の結果、全者予定価格超過となり、入札を取り止めた。その後、最低

価格者であった(株)クマヒラセキュリティ松江支店と協議をし、見積書を提出させ、予定価格内であったため、(株)クマヒラセキュリティ松江支店と契約することが適当であると判断した。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とした。

入札状況について

随意契約であるので、最低制限価格の設定はされていない。

見積りを徴し、予定価格以下であったので、(株)クマヒラセキュリティ松江支店と随意契約した。

【委員】随意契約とする理由を確認するために選定した。当初行った入札結果の詳細はどうだったのか。

【事務局】入札は2回行い、2回とも全者予定価格超過になっていて、2回目の応札額が、クマヒラセキュリティが37,900,000円、2番目の業者が38,640,000円、3番目の業者が38,700,000円となった。

更に再入札しなかったのは、消防車両の艤装にはかなりの期間を必要とし、今年度緊急消防援助隊設備整備費補助金申請をしていることもあり、再度の入札を実施する時間がなかったことから、最低入札業者である(株)クマヒラセキュリティに協議の意思を確認し、協議に応ずるとの回答があり、また、予定価格内の提示があったため、随意契約を締結することとした。

ただし、この理由であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号ではなく、「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」の第8号と記載すべき案件であった。

【委員】随意契約の理由を、第2号から第8号に訂正するということか。

【事務局】ご指摘のとおり。

【委員】再入札すれば、もっと契約金額を下げられた可能性がある。補助金申請の締切は事前に分かっているのに、もし入札が不落になっても再入札できるように、計画的に事務を執行すべきではなかったか。

【委員】特殊な車両の仕様はどうしているのか。

【事務局】本入札の車両は、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用して購入するので、その補助金要綱に沿う形の仕様にした。

以上